

**2台目以降のお車を新規ご購入の方
MAPなら法人契約も対応**



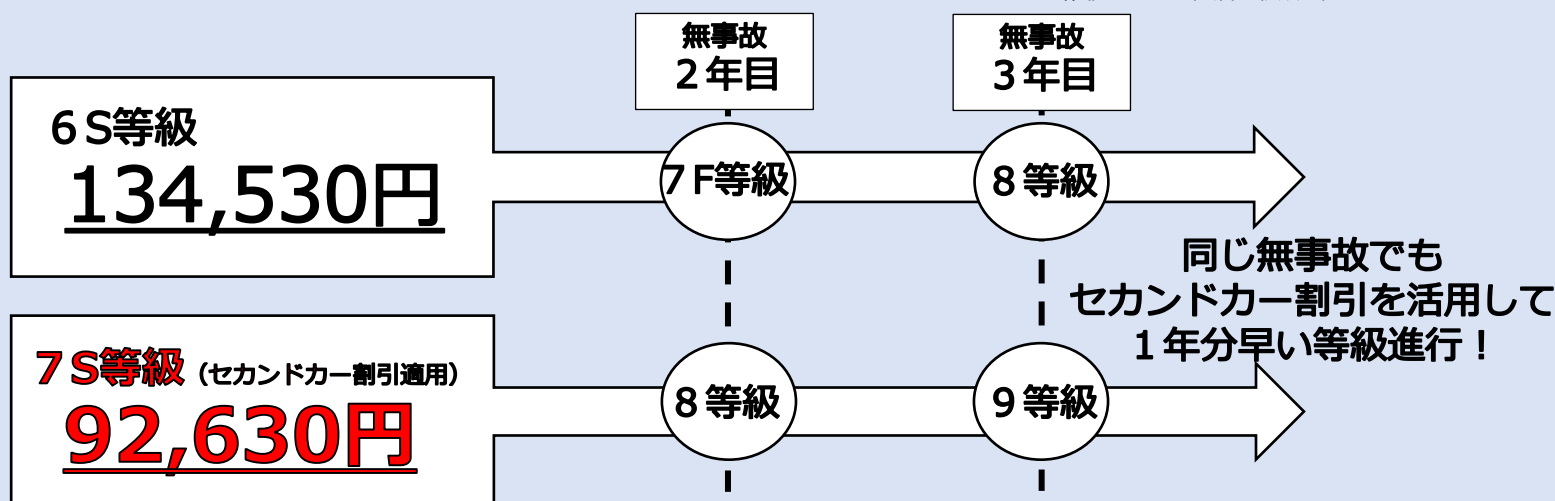
自動車総合共済MAP セカンドカー割引

(複数所有新規割引)

以下5項目すべてが当てはまる場合、セカンドカー割引が適用され、7S等級からご契約が始まります！
全項目該当するか是非ご確認ください！

	前契約のない新規契約である
	ご契約開始日において、他の自動車の共済（保険）契約があり、11等級以上である
	他の自動車および新規契約自動車の車種が以下のいずれかである 自家用普通乗用車/自家用小型乗用車/自家用軽四輪乗用車/自家用普通貨物車（2t以下）/ 自家用小型貨物車/自家用軽四輪貨物車/キャンピング車
	他の自動車と新規契約の記名被共済者が同一である※
	他の自動車と新規契約の車両所有者が同一である※

※ 配偶者または同居の親族も同一とみなします



掛金例) 法人契約/自家用軽四輪乗用車/クラス (対人, 対物, 傷害, 車両) : 1, 1, 1, 2 / 初度登録年月: 平成30年1月/年一括払/21歳以上限定補償/対人: 無制限/対物: 無制限 (免責0万円) / 搭乗者傷害: 死亡1,000万円 (部位症状別払) / 人身傷害: 3,000万円 (搭乗中のみ) / 車両: 一般車両, 150万円 (免責0万円) / 特約・割引等: ロードアシスタンス特約, 弁護士特約, ご予約割引

●取扱組合

●お問い合わせ・お申込みは (取扱代理所)

長崎県火災共済協同組合

〒850-0031 長崎県長崎市桜町4-1 (長崎商工会館8階)

☎ 095(822)9695 FAX 095(822)9637

このチラシは自動車総合共済MAPの「セカンドカー割引 (複数所有新規割引)」の概要を記載したご案内文書です。詳細につきましては、取扱組合または取扱代理所へお問い合わせください。なお、共済金をお支払できない場合等につきましては、自動車総合共済約款及び自動車総合共済パンフレットをご確認ください。

元受団体: 全日本火災共済協同組合連合会 〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町2-11-2

2023.07